

新型コロナウイルス感染症にかかる対応（報告）

1. 認定申請関係

（1）要介護認定の臨時的な取扱いについて

要介護認定の更新の取扱いについて、申請者から臨時的な取扱いによる対応を了承していただいた場合、認定の有効期間を「12ヶ月」延長

3月25日より実施 1,023件（6/26まで）

（9ヶ月延長68件を含む）

※「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和2年4月7日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡による）

※新規申請、区分変更申請については従来どおり

（2）介護認定審査会の実施方法の変更

対面による審査会から、電話による方法へ変更

4月15日より実施 審査会40回（約1,040件 6/26まで）

2. 介護保険料関係

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等による第1号被保険者の介護保険料（令和2年2月～令和3年3月の保険料）減免

※介護保険最新情報 Vol.814 令和2年4月9日

※7月14日日本算定通知後、受付開始。

※国民健康保険料、高齢者医療保険料についても同様の減免規定あり。

3. 介護サービス事業所

（1）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

※令和2年2月17日厚生労働省事務連絡から、介護保険最新情報 Vol.847 第13報（令和2年6月15日）による。

（2）衛生資材の配布

○東京都からのマスクと区備蓄マスクを、希望する区内介護サービス事業所に配送

3月下旬 合計182事業所 8,000枚配送

○東京都からのマスクと、本区への寄贈マスクを区内サービス事業所へ配布

6月中旬 合計252事業所 82,400枚、寄贈等分26,200枚配布

○手指消毒用エタノール

厚生労働省からの通知を受け、指定介護サービス事業所へ東京都より優先供給を実施。地域密着事業所・居宅支援事業所へ豊島区が取りまとめの上、希望事業所へ優先供給フォームを通知。 4月末 合計 33 事業所

※5月以降の優先供給は、事業所の直接発注方式に変更となり継続中

(3) 介護サービス事業所特別支援金の交付

緊急事態宣言中（4月7日～5月24日）、新型コロナウイルス感染症のリスクのある中、介護サービスを継続して地域を支えてくれた介護サービス事業所に対して、10万円を支給。 8月申請書受付、9月末支給予定

(4) 事故報告書の提出

介護サービス事業所から新型コロナウイルス感染症に関する事故報告の提出は、6月末において2件あった。